

# 地方公営企業等金融機構の財務会計に関する研究会報告書

## (概要)

平成 20 年 4 月 23 日

「地方公営企業等金融機構の財務会計に関する研究会」においては、平成 19 年 6 月 27 日の初会合以来、10 回にわたり会合を開催。地方公営企業等金融機構（以下「機構」という。）にふさわしい会計の基準及びこれを実現するための総務省令の在り方等について、専門的な見地から包括的かつ詳細に検討。

研究会報告書の概要については以下のとおり。

## 1 基本的な考え方

### (1) 機構の性格

- ① 市場からの資金調達を行い、融資を行う機関であること
- ② 公共目的のための長期・低利の資金の供給を目的としていること
- ③ 超長期の収支相償を前提としている経営モデルであること
- ④ 公共性のある非営利法人であること
- ⑤ 国際的に資金調達を行う機関であること

### (2) 機構の財務会計に関する基本的な考え方

#### ① 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準への準拠

金融商品取引法に基づく「財務諸表等規則」に準じて一般に公正妥当な企業会計の基準に基づく内容を総務省令で規定。

#### ② 国際財務報告基準(IFRS)を踏まえた国及び地方公共団体の支援の表示

機構の金利変動準備金や公営企業健全化基金等の法令の規定に基づき付与された財務基盤は、国及び地方公共団体の支援の一環として公庫から承継するものであるため、国際財務報告基準(IFRS)の政府補助金の取扱い（国際会計基準第 20 号 (IAS20)）等との整合を図った上で、「財務諸表等規則」の別記事業に関する法令の定めに基づいて、総務省令に必要な内容を規定。

#### ③ 金融商品取引法に準じた開示及び内部統制の規定

法定の財務諸表のほか、年度単位の純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書、さらに、半期、四半期ごとの貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書、半期ごとの純資産変動計算書を総務省令で規定。

内部統制につき「内部統制内閣府令」に準じた総務省令を規定することを検討。

※ただし、対応には一定の猶予期間を設けることもやむを得ない。

#### ④ 金融商品取引法に準じた監査に関する基準の規定

総務省令において、機構の会計監査人による監査報告書については、「監査証明内閣府令」に準じ、「監査の対象となった財務諸表等が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見」を求めること、さらに、監査証明の内容については「監査証明内閣府令」に準じることを定めるべき。

## 2 勘定分離における勘定単位財務諸表と法人単位財務諸表

それぞれの勘定の財務諸表はセグメント情報として作成・経理。

勘定単位の財務諸表の監査については、本体財務諸表のセグメント情報として、本体財務諸表の中で、監査証明を受けることとし、そのために必要な規定を総務省令に規定。

## 3 機構における特殊な財務基盤の取扱いについて

### (1) 負債の部に計上することが適当なもの

#### ①一般勘定

- ・金利変動準備金
- ・公営企業健全化基金

#### ②管理勘定

- ・公庫債券金利変動準備金
- ・管理勘定利差補てん積立金

(理由) 国際財務報告基準(IFRS)の政府補助金の取扱い、法令準拠、公庫において負債として計上されているものを承継するものであること等を踏まえ、負債の部に計上することが適当。

### (2) 純資産の部に計上することが適当なもの

#### ①一般勘定

- ・積立金
- ・資本金

#### ②管理勘定

- ・管理勘定利益積立金